

《自動車共済にご加入の皆さまへ》

## JA共済からのお知らせ

### ～自動車共済の人身傷害保障条項損害額基準の一部変更について（令和2年4月）～

平素はJA共済をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

JA共済では、令和2年4月1日に施行される「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」の一部改正に伴い、人身傷害保障条項の損害額基準を一部変更いたします。

この変更は、現在の自動車共済約款の記載やご契約の共済期間の初日（始期日）にかかわらず、令和2年4月1日以降に発生する事故に適用しますので、変更の概要等について、以下のとおりご案内いたします。

#### 人身傷害保障条項の損害額基準の変更【対象：人身傷害保障条項付帯のご契約】

##### 1. 概要

人身傷害保障条項の損害額基準における以下の付表の値について、改正後の「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準（以下、自賠責支払基準といいます。）」と同値となるように変更します。

- ・付表1 年齢別平均給与額および全年齢平均給与額表（平均月額）
- ・付表3 死亡時の年齢別就労可能年数およびライフニッツ係数表
- ・付表5 厚生労働省第20回生命表による平均余命年数表

この変更の結果、自動車事故により死亡されたとき、または所定の後遺障害を被られたときに、人身傷害保障条項で算定される損害額が変わります。

##### 2. 変更理由

人身傷害保障条項の損害額基準の付表は、算出する損害額を適正なものとするため、自賠責支払基準と同一の水準とすることを原則としています。

この自賠責支払基準が、近年の平均余命年数、物価水準および賃金水準の変動等を反映し、令和2年4月に改正されることとなったため、この改正に倣い、人身傷害保障条項の損害額基準の付表の値を変更することとしました。

（注）人身傷害保障条項の損害額基準では、改正民法に新設された「約款を用いた取引に関するルール（定型約款の変更）」に則り、「適用上の注意事項」として、自賠責支払基準が変更された場合について、その変更後の値を人身傷害保障条項の損害額基準として適用できる旨を定めています。

詳細については、「「共済期間の初日が令和元年12月31日以前の自動車共済にご加入の皆さまへ～自動車共済約款の一部変更について（令和2年1月）～」（2019年11月8日）の「1. 共済約款の変更規定の整備」および「2. 人身傷害保障条項のライプニッツ係数表等の変更」をご参照ください。

### 3. 計算例（死亡時の逸失利益の額）

52歳の男性の方（被扶養者2人）が、ご契約のお車を運転中に生じた事故で死亡された場合で、その逸失利益の額について年齢別平均給与額を用いて計算する例では、適用する平均給与額や就労可能年数などが変わります。

変更前 (令和2年3月31日以前に発生した事故の場合)	変更後 (令和2年4月1日以降に発生した事故の場合)
$\begin{aligned} & (\underline{505,800 \text{ 円}} - 177,030 \text{ 円}) \times 12 \text{ か月} \\ & \text{(52歳の平均給与額) (生活費)} \\ & \quad \times \\ & \quad \underline{10.380} \\ & \text{(52歳 (就労可能年数 15年) のライプニッツ係数)} \\ & = \underline{40,951,591 \text{ 円}} \end{aligned}$	$\begin{aligned} & (\underline{491,900 \text{ 円}}^*1 - 172,165 \text{ 円}) \times 12 \text{ か月} \\ & \text{(52歳の平均給与額) (生活費)} \\ & \quad \times \\ & \quad \underline{12.561} \\ & \text{(52歳 (就労可能年数 16年) のライプニッツ係数}^*2) \\ & = \underline{48,194,296 \text{ 円}} \end{aligned}$

- \*1. **別紙**「付表1 年齢別平均給与額および全年齢平均給与額表（平均月額）」をご参照ください。近年の賃金動向が反映された結果、年齢別平均給与額が変動しました。
- \*2. **別紙**「付表3 死亡時の年齢別就労可能年数およびライプニッツ係数表」をご参照ください。平均余命年数の変動が反映されたことにより、死亡時年齢が同じでも就労可能年数が変わり、適用するライプニッツ係数が変動しました。
- \*3. 実際の損害額の計算においては、現実収入額に基づき算出した額と、上記のように年齢別平均給与額に基づき算出した額を比較し、いずれか高い額を損害の額とします。

### 4. 変更後の内容

別紙のとおり。

### 5. 効力発生時期

令和2年4月1日以降に発生した事故に適用します。

以 上